別紙１

８教高第 846 号
令和８年10月15日

広報広聴課長　様

高校教育課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県県立学校振興計画後期計画地域協議会 （四国中央、新居浜、西条、今治・越智、松山・伊予・上浮穴、大洲・喜多、八西・西予、宇和島・北宇和・南宇和地区）
事務局（担当課）	高校教育課　魅力化推進グループ （担当）中村　紗喜子　（内線）4861
設置根拠	□ 法律　□ 条例　☑ 要綱等 (名称) 愛媛県県立学校振興計画後期計画地域協議会設置要綱
設置年月日	令和８年４月１日
審議、意見聴取等の内容	市町長、市町教育委員会教育長、地域住民、公立小学校長、公立中学校長、県立高等学校長、県立中等教育学校長で構成し、県立学校振興計画後期計画の策定過程において、県内各地域の課題及び意見等を聴取することを目的としている。
公開・非公開決定日 （決定した会議開催日等）	（四国中央）令和８年９月 14 日　（新居浜）令和８年９月７日 （西条）令和８年８月 27 日　（今治・越智）令和８年８月４日 （松山・伊予・上浮穴）令和８年７月 29 日 （大洲・喜多）令和８年８月 31 日　（八西・西予）令和８年８月 31 日 （宇和島・南宇和・北宇和）令和８年９月 11 日
公開・非公開の別 （決定の内容）	☑ 公開［□ 全部公開　☑ 部分公開］　□ 非公開
公開・非公開に係る法令等の規定	□ 有　☑ 無 (名称)

公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定
次第 ２　議事 ⑵　愛媛県県立学校振興計画後期計画案について ⑶　意見交換	意思形成の過程にある不確定な議題について協議するものであり、公にすることにより、県民や自治体関係者等に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	⑴-５

摘要	
報告日	令和８年 10 月 15 日

注１　会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

２　「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

３　「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の４（公開基準）の(1)の情報公開条例第７条例第２項第１号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

４　当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。